

I 埼玉県子どもの権利擁護委員会の概要

1 概要

子どもへの権利侵害について、子どもや保護者からの相談を受け、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもを救済する第三者機関として条例に基づき設置され、平成 14 年 11 月 1 日から業務を開始した。

2 令和 6 年度における構成（令和 7 年 3 月 31 日現在）

○ 委員

大谷部雅典（委員長、弁護士）

田口 伸（委員長代理、埼玉県社会福祉士会事務局長）

内河 水穂子（埼玉大学教授）

○ 調査専門員

中谷 茂一（聖学院大学教授）

角尾 美奈（学習院大学非常勤講師）

野澤 義隆（東京未来大学専任講師）

山崎 洋子（東京家政大学特任准教授）

○ 電話相談員（会計年度任用職員）

○ 事務局職員

3 救済の対象

原則として 18 歳未満の子ども

4 委員会の業務

電話相談、面接相談、関係機関への調査・調整、関係機関への勧告・要請等

5 電話相談時間・電話番号

毎日 午前 10 時 30 分から午後 6 時まで（祝日及び年末年始を除く）

電話番号 048-822-7007

Ⅱ 電話相談の状況について

子どもの権利擁護委員会は、平成 14 年 11 月から「子どもスマイルネット」の愛称で電話相談を行っている。

令和 6 年度においては、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）と祝日を除く毎日、午前 10 時 30 分から午後 6 時までを相談時間とし、電話相談員 7 人の交代勤務体制で延べ 343 日電話相談を受けた（3 回線）。

令和 6 年度における電話相談の受付件数は 2,893 件（無言を含む）で、前年度より 77 件、2.6%減少した。このうちこども本人からの相談件数は 431 件（全体の 14.9%）で、前年度より 61 件、16.5%増加した。なお、無言を除いた受付件数は 2,533 件で、前年度より 30 件減少した。

1 相談内容

相談受付状況を内容別に見て、最も多いのは、子育てに関わるものの 1,032 件（全体の 35.7%）であり、次いで思春期 401 件（13.9%）、交友関係 187 件（6.5%）であった。

相談内容のうち権利侵害に関わるものとして、いじめ、体罰及び虐待に関する相談では、いじめに関する相談が 76 件（2.6%）、体罰に関する相談が 3 件（0.1%）、虐待に関する相談が 58 件（2.0%）で合わせて 137 件（4.7%）で、前年度より 8 件減少した。

こども本人からの相談で最も多いものは、思春期 192 件（44.5%）であり、前年度より 33 件増加した。権利侵害のうち、いじめ、体罰及び虐待に関わるものの相談件数は 49 件で前年度より 13 件減少した。

子育てに関わる相談で最も多いものは、家庭環境に関することが 348 件（33.7%）であるが、前年度より 138 件減少した。一方で、性格行動及び養護の相談が増加した。

表 1－1 主たる相談内容別件数

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の 対応等	交友 関係	思春期	子育て	その他	無言	合計
R6	計	76	3	58	150	200	187	401	1,032	426	360	2,893
		2.6%	0.1%	2.0%	5.2%	6.9%	6.5%	13.9%	35.7%	14.7%	12.4%	100.0%
	こども	29	1	19	8	17	36	192	—	129	—	431
		6.7%	0.2%	4.4%	1.9%	3.9%	8.4%	44.5%	—	29.9%	—	100.0%
R5	計	90	7	48	135	157	178	406	1,127	415	407	2,970
		3.0%	0.2%	1.6%	4.5%	5.3%	6.0%	13.7%	37.9%	14.0%	13.7%	100.0%
	こども	46	2	14	15	7	52	159	—	75	—	370
		12.4%	0.5%	3.8%	4.1%	1.9%	14.1%	43.0%	—	20.3%	—	100.0%

※ 下段は、計のうち、こども本人からの件数を再掲

※ 「学校の対応等」：学校の不適切な対応への不満など

※ 「思春期」：保健、恋愛、家族関係の悩みなど

※ 「子育て」：家庭環境、養育不安、子供の性格・行動など

※ 「その他」：幼稚園・保育園・放課後児童クラブ・福祉施設関係、進路、非行など

表 1－2 「子育て」（表 1－1）の内訳

	性格 行動	養育 不安	養護	保健	障害	家庭 環境	その他	合計
R6	310	208	25	49	74	348	18	1,032
	30.0%	20.2%	2.4%	4.7%	7.2%	33.7%	1.7%	100.0%
R5	236	227	23	55	77	486	23	1,127
	20.9%	20.1%	2.0%	4.9%	6.8%	43.1%	2.0%	100.0%

※ 「性格行動」：落ち着きがない、内向的、忘れ物が多いなど

※ 「養育不安」：食事、睡眠、排せつ、しつけなど

※ 「養護」：親の家出・行方不明・死亡・離婚・別居など

※ 「保健」：疾患、成長発達、夜尿、性に関する問題など

※ 「障害」：発達障害、身体障害、知的障害、精神障害など

※ 「家庭環境」：両親の不和、DV、親の対人関係など

※ 「その他」：大人からの問合せなど

表 1－3 「その他」（表 1－1）の内訳

		幼・保 関係	他教育 関係	施設 関係	児相 関係	非行	進路	その他	合計
R6	計	37	21	4	2	25	37	300	426
	こども	1	0	1	0	2	4	121	129
R5	計	36	16	7	9	33	51	263	415
	こども	0	1	1	0	3	11	59	75

※ 下段は、計のうち、こども本人からの件数を再掲

※ 「幼・保関係」：幼稚園、保育園における職員の不適切な対応等

※ 「他教育関係」：放課後児童クラブ、塾、習い事など、学校以外の教育等関係

※ 「児相関係」：児童相談所に関わること

※ 「その他」：子育て以外に関する大人からの相談等

2 相談者

相談受付状況を相談者別に見ると、最も多いのは母親からの相談 1,801 件（全体の 62.3%）で、前年度より 74 件減少した。また、父母からの相談件数の合計は 1,875 件（64.8%）で、前年度より 73 件減少した。

こども本人からの相談は 431 件（14.9%）で、前年度より 61 件増加した。高校生からの相談が 36.9%、小学校高学年からの相談が 34.8%を占めた。

表 2－1 電話相談の相談者別件数

	こども 本人	こども本人以外							無言	合計
		母親	父親	親族	学校	施設	その他	小計		
R6	431	1,801	74	41	0	9	177	2,102	360	2,893
	14.9%	62.3%	2.6%	1.4%	0%	0.3%	6.1%	72.7%	12.4%	100.0%
R5	370	1,875	73	49	4	1	191	2,193	407	2,970
	12.5%	63.1%	2.5%	1.6%	0.1%	0.0%	6.4%	73.8%	13.7%	100.0%

※ 「その他」：知人、隣人、行政、事業者、不明など

表 2－2 こども本人（相談者）の内訳

	幼児	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明	合計
R6	2	8	150	104	159	8	431
	0.5%	1.9%	34.8%	24.1%	36.9%	1.9%	100.0%
R5	3	5	81	131	148	2	370
	0.8%	1.4%	21.9%	35.4%	40.0%	0.5%	100.0%

3 相談対象者

相談の対象となったこどもについては、権利侵害等（子育て等以外）に関わる相談では、中学生が 326 件（全体の 24.6%）と最も多く、次いで高校生 318 件（24.1%）であった。

子育て等に関わる相談においては、小学校低学年が 321 件（26.5%）と最も多く、次いで 3 歳から 5 歳までの 300 件（24.8%）であった。なお、未就学児（0 歳から 5 歳まで）については、362 件（29.9%）で、前年度より 108 件減少した。

表 3－1 相談対象のこどもの内訳
権利侵害等

	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明	合計
R6	78	181	411	326	318	8	1,322
	5.9%	13.7%	31.1%	24.6%	24.1%	0.6%	100.0%
R5	94	139	278	369	351	4	1,235
	7.6%	11.3%	22.5%	29.9%	28.4%	0.3%	100.0%

子育て等

	0 歳	1～2 歳	3～5 歳	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明	合計
R6	15	47	300	321	203	84	75	166	1,211
	1.2%	3.9%	24.8%	26.5%	16.8%	6.9%	6.2%	13.7%	100.0%
R5	31	80	359	293	167	114	114	170	1,328
	2.3%	6.0%	27.0%	22.1%	12.6%	8.6%	8.6%	12.8%	100.0%

4 初回・再度相談件数

子どもスマイルネットへの初めての相談（初回）は1,023件、以前に相談したことがあるもの（再度）は1,510件で、前年度と初回は同数、再度は30件減少した。

初回・再度の相談ともに最も多い相談は子育て、次いで思春期についてであった。

再度の相談の中には前回と違う相談の場合が多くある。したがって、新たな悩みを抱えた人からの相談窓口として機能していると考えられる。

表4-1 初回・再度相談別件数

	初回	再度	小計	不明・無言	合計
R6	1,023	1,510	2,533	360	2,893
	35.4%	52.2%	87.6%	12.4%	100.0%
R5	1,023	1,540	2,563	407	2,970
	34.4%	51.9%	86.3%	13.7%	100.0%

表4-2 初回相談の内訳

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の 対応等	交友 関係	思春期	子育て	その他	合計
R6	計	60	2	42	63	73	65	197	304	217	1,023
	こども	26	1	17	5	14	20	130	-	59	272
R5	計	38	6	34	61	69	91	178	324	222	1,023
	こども	15	1	11	9	7	37	78	-	43	201

※ 「その他」：進路、非行、幼稚園・保育園・福祉施設・放課後児童クラブの関係など

表4-3 再度相談の内訳

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の 対応等	交友 関係	思春期	子育て	その他	合計
R6	計	16	1	16	87	127	122	204	728	209	1,510
	こども	3	0	2	3	3	16	62	-	70	159
R5	計	52	1	14	74	88	87	228	803	193	1,540
	こども	31	1	3	6	0	15	81	-	32	168

※ 「その他」：進路、非行、幼稚園・保育園・福祉施設・放課後児童クラブの関係など

5 月別受付件数

電話相談の受付件数は、月平均 241.1 件で、前年度より 6.4 件減少した。月別に見ると、最も多かった月は 9 月（316 件）で全体の 10.9%を占めた。

また、こども本人からの相談は月平均 35.9 件で、前年度より 5.1 件増加した。月別に見ると、7 月から 10 月に多くなっている。これは、夏休み前に県内全ての国立・公立・私立の小学校 4 年生及び 6 年生、中学校 2 年生並びに高校 1 年生の児童・生徒へ子どもスマイルネットの広報カードを配布したことによるものと考えられる。

表 5 電話相談の月別受付件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
R6	計	197	239	227	291	274	316	297	220	211	210	182	229	2,893	241.1
	こども	15	21	27	42	46	64	62	34	37	23	24	36	431	35.9
R5	計	249	229	307	274	209	311	356	252	190	165	198	230	2,970	247.5
	こども	35	38	28	49	38	35	30	24	28	22	20	23	370	30.8

※ 下段は、計のうち、こども本人からの相談件数を再掲

6 曜日別受付件数

相談受付状況を曜日別に見ると、最も多かったのは水曜日で 483 件（全体の 16.7%）、最も少なかったのは日曜日で 308 件（10.6%）であった。

月曜日から金曜日までの平均は 454.0 件で、前年度（455.2 件）よりも 1.2 件減少し、土曜日と日曜日の平均は 311.5 件で、前年度（347.0 件）より 35.5 件減少した。

表 6 電話相談の曜日別受付件数

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	合計
R6	405	475	483	462	445	315	308	2,893
	14.0%	16.4%	16.7%	16.0%	15.4%	10.9%	10.6%	100.0%
(日数)	47 日	50 日	51 日	50 日	50 日	49 日	46 日	343 日
R5	441	467	406	512	450	387	307	2,970
	14.8%	15.7%	13.7%	17.2%	15.2%	13.0%	10.3%	100.0%
(日数)	48 日	51 日	49 日	49 日	47 日	49 日	50 日	343 日

7 相談時間帯

相談受付状況をおよそ 3 時間ごと（朝のみ 1 時間半）に区切って時間帯別に見ると、夕方（15 時から 18 時まで）が 1,185 件（全体の 41.0%）と最も多かった。

表 7 電話相談の時間帯別件数

	朝 10:30～12:00	昼 12:00～15:00	夕方 15:00～18:00	合計
R6	746	962	1,185	2,893
	25.8%	33.3%	41.0%	100.0%
R5	781	954	1,235	2,970
	26.3%	32.1%	41.6%	100.0%

8 相談時間

相談時間の合計は 65,745 分で、前年度より 2,199 分減少した。

また、1 件当たりの平均時間は 26.0 分で、前年度より 0.5 分減少した。なお、相談時間が 60 分を超える相談は 154 件（全体の 5.3%）であった。

表 8 相談時間

	総相談時間	1 件当たりの時間
R6	65,745 分	26.0 分
R5	67,944 分	26.5 分

※ 無言を除く

Ⅲ 委員会の活動の状況について

【面接相談及び調査・調整活動の状況について】

1 新規面接相談の件数・相談者

電話相談を受けたケースでは、電話相談員による傾聴や助言により終了しているものがほとんどである。

いじめや虐待、学校の対応への不満などこどもの権利侵害に関わる内容で相談者が希望する場合（申し立てた場合）には、知事から委嘱された調査専門員が面接相談を行っている。

子どもの権利擁護委員会は、調査専門員から面接相談の結果について報告を受けて方針等について審議を行い、その結果を踏まえ、調査専門員が学校などの関係機関へ調査や調整に入っていくことになる。

令和6年度に相談者が権利侵害に関する調査・調整を希望し、調査専門員が面接相談を実施した新規の事案は7件であった。これをこどもの年齢属性で見ると、小学生が5件、中学生が2件であった。

表9 新規面接相談における対象者

	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生等	合計
R6	0	1	4	2	0	7
R5	0	2	1	1	2	6

2 相談内容

新規面接相談 7 件の内容は、学校内でのいじめや学校の対応への不満など学校に関する内容であった。

表 10 新規面接相談の内容

	いじめ	体罰	虐待	学校関係等	その他	合計
R6	2	0	0	5	0	7
R5	1	0	0	5	0	6

新規面接相談の概要及び結果等については、表 11 のとおりである。

また、前年度から継続した事案は 5 件であり、これらの概要は表 12 のとおりである。学校の対応への不満など学校関係等は 4 件であった。

3 面接及び調査・調整活動の状況

こども本人や保護者との面接及び学校など関係機関に対し調査や調整を行う活動は、1 回限りではなく、委員会の審議結果に応じて継続して行われる。面接で把握した事実関係や訴えに基づき関係機関を訪問し、調査・調整を行い、その結果を相談者との面接でフィードバックすることを基本としている。事案にもよるが、こうした過程を何回か繰り返すことが多い。

令和 6 年度の新規面接相談 7 件については、こどもや保護者との面接が延べ 16 回、関係機関（学校）への訪問等が延べ 12 回行われ、面接を含めた調査・調整活動の合計は延べ 28 回、1 事案当たり平均 4.0 回であった。

前年度から継続した 5 件については、令和 6 年度中の面接が 14 回、関係機関（学校等）への訪問が 28 回で、調査・調整活動の合計は延べ 42 回であった。

迅速な解決が望ましいことは言うまでもないが、事案によっては改善状況を一定期間フォローアップしていくなど、相談者、特に対象であるこどもの意思を確認しながら丁寧に対応することを基本とし、調査・調整活動を行った。

表 11 令和 6 年度新規面接相談の状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

No.	対象の子ども	種別	審議回数	面接回数	調査調整回数	結果
1	小学生（高学年）	学校関係	5	3	2	終結
2	中学生	学校関係	1	0	0	終結
3	小学生（高学年）	学校関係	6	4	1	終結
4	小学生（低学年）	いじめ	4	2	2	継続
5	中学生	学校関係	7	4	4	継続
6	小学生（高学年）	学校関係	4	2	2	継続
7	小学生（高学年）	いじめ	2	1	1	継続
計			29	16	12	

(回数はいずれも延べ数。以下同じ)

※ 審議回数：審議に及ばない報告の回数は含まない。

面接回数：子ども本人・保護者との面接回数。

調査・調整回数：関係機関への訪問など、調査専門員が調査や調整を行った回数。

表 12 前年度からの継続面接相談の状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

No.	対象のこども	種別	審議回数	面接回数	調査調整回数	結果
1	小学生（高学年）	学校関係	13	1	1	継続
			18	4	4	
2	高校生	学校関係	4	2	2	終結
			10	7	8	
3	小学生（低学年）	学校関係	1	0	0	終結
			1	0	0	
4	中学生	いじめ	15	10	24	終結
			18	12	30	
5	小学生（低学年）	学校関係	3	1	1	終結
			6	3	2	
計			36	14	28	
			53	26	44	

(回数はいずれも延べ数。以下同じ)

※ 審議回数：審議に及ばない報告の回数は含まない。

面接回数：こども本人・保護者との面接回数。

調査・調整回数：関係機関への訪問など、調査専門員が調査や調整を行った回数。

回数は、上段が当該案件に係る令和 6 年度実施回数。下段は当初からの延べ実施回数。

コラム 調査専門員から ひとこと

相談援助における「謝罪」の効果とアプローチ類型

調査専門員 中谷 茂一

今年度も子どもたちの困りごとの改善のために、学校の教職員、教育委員会の先生方をはじめ、多様な職種の方々にご協力・ご支援をいただいたことに深く感謝申し上げます。

今年度は調査専門員として調査・調整をするなかで見えてきたことについて、その当時の子どもや関係者の顔を思い出しながらふりかえてみたい。

これまでの取り組みで印象に残っているのは、「謝罪」というキーワードである。相談者である子どもが困った出来事について何を求めるかは事例により異なるが、嫌なことをしてしまった相手方に対して子ども側が「謝罪」を求める場合が少なくない。教育や子育ての現場だけでなく社会全体で「相手に嫌なことをしてしまったら謝るように」と幼少時からしつけをされているので、子どもにとって謝罪を求めるのは至極当たり前の流れである。

しかし、あらためて謝罪を求められると、いつもはそれを提唱している大人の方は戸惑ったり抵抗感を覚える場合が多い。また謝罪に値しないと硬直的に対応してしまう場合もある。昨今のハラスメントに対する社会の価値観は大きく変化し、「相手がどう感じたか」が重要なポイントとなっている。

全体の傾向として、スムーズに解決に至った事例は、早い段階で謝罪の言葉があり、親子ともに区切りをつけていくことができる。一方、こじれて長期化する事例は子どもの気持ちに寄り添う言葉が得られなかった場合が多かったように感じる。「謝罪」の表明は確実に解決の近道となる印象がある。

また、私見として、調査専門員による対応事例のアプローチの類型化を試みると以下の3タイプが抽出できる。なお、下記は複数の事例の共通項で構成したモデルとしての事例である。

Aタイプ エンパワメント型アプローチ

子ども本人がクラスでいじめられていることについて相談してきた。しかし、「親にも先生にも権利擁護委員会に相談したことを内緒にしてほしい」とのこと。放課後に地域の公共施設で待ち合わせて面談を実施。いじめの状況とその解決方法を子どもと一緒に考えてみる時間をもつ。

幸いにも担任の先生がクラス内のいじめ対応に関して上手な対応が期待できるようなので、勇気を出して先生に相談してみることを勧める。同時に、今回相談してくれたことを誉め、いじめ問題はいじめられている子どもだけで対応できる性質のものではないので、まわりの大人に助けをもとめることは全く恥ずかしくなく、必要なことであると、子ども本人が一人で抱え込まないように助言をした。状況が改善されない場合は再度連絡するよう伝えたが、その後連絡はなく好転したと思われた。

Bタイプ 代弁型アプローチ

特定のクラスメートから度々いじめを受けているが、先生がきちんと対応してくれない。いじめられて大変いやな気持ちになっていること、きちんといじめている子を注意して実効的な対応をしてほしいことを先生に伝えて欲しい、という相談を受けた。

相談者との面談を踏まえて、学校長、担任と面談を数回実施し、子どもがおかれている状況を理解してもらい、適切な対応について学校側に提案し、状況改善につながるよう子どもの意見表明を代弁する活動を行い、学校の対応改善後、しばらく様子を継続して被害がなくなったことを確認し、終結とした。

Cタイプ 調停型アプローチ

いじめられた側の子どもと保護者が加害者と学校側の対応に強い不満を抱き、明確な謝罪を求める相談をしてきた。

双方の認識や言い分に相違点が複数あるため、学校側の協力を得た上で、複数の教員、いじめた側の複数の子どもとも面談。双方の主張を調査専門員が伝えながら、葛藤状態の緩和に努める。双方の気持ちを理解してもらった上で、三者が一堂に会して謝罪のテーブルを設定した。本人は自分の気持ちを理解してもらえたという実感をもち終結となった。

なお、実際の活動は上記を組み合わせながら行う場合が多い。

また、当機関が関与するメリットとして活動をとおして私が感じているのは下記の4点である。

① 利害関係のない第三者が間に入ることによって、感情的な葛藤が非常に強くなっている子ども・保護者と教員側の意思疎通が冷静に図ることができる。

② 教員側が子ども・保護者に理解して欲しい点を第三者の立場で伝え相互理解を促進することができる。教員の指導上の考えや前後の状況等、学校側の見解も相談者側に丁寧に伝えることで相互理解を図り問題解決へ生かしていくことができる。

③ 管理職による教員の指導に第三者の見解を活用できる。日頃から校長・教頭等管理職がアドバイスを教職員にされているであろうが、個々の教員によっては子ども・保護者からの訴えの解決に向けて管理職と見解の相違が起きることがある。その際、第三者の意見を紹介いただくことで問題の理解促進と教員間の共通認識を図っていく情報の一つとなる。

④ 訴訟に発展する前に両者の調整を図る機会をもてる。問題が非常にこじれてしまった場合、保護者は訴訟を検討する場合がある。そのような事態を予防することにもつながる。

これらの実現には関係者のご理解とご協力が不可欠であり、ご支援をお願いするとともに皆様にぜひご活用いただければ幸いである。

自尊の心を育むこと

調査専門員 角尾 美奈

今年度も、埼玉県子どもの権利擁護委員会には様々な相談が寄せられ、調査専門員の1人として、担当案件の調査・調整活動に取り組んで参りました。この1年間の活動を振り返り、強く感じることは、「子どもたちの声を聴く」ことの大切さです。ごく当たり前のようですが、これが十分にできなかったために、あるいは十分にしてもらえなかったと感じられたために、学校生活でよく起こる子どもたち同士のトラブルであった出来事が、次第に大きな問題となってしまう、子どもや保護者と先生方との間に決裂や不信感を生じてしまう例は少なくありませんでした。

学級には、相談の当事者である子どものほかに、たくさん子どもたちがいます。同じ出来事でも、関わる子どもたちそれぞれによって、認識の仕方や感じ方は違うため、その子どもが訴える内容がそのまま正しいとはならないことがあります。しかし、そういった食い違い自体よりむしろ、そのトラブルについて先生や周りの大人たちに訴える中で、「自分の言うことをちゃんと聞いてもらえなかった」「もっと話を聞いてほしかった」「自分の話を別の方向に決めつけられてしまった」という思いが生まれ、そのまま心の中にしこりとなって残ってしまうことが問題であるように思います。「自分の声が届かない」という感覚は、他者に対する信頼や期待を失わせ、ひいては「他者にとって意味や価値のない自分」という自己認識を形成する土台となってしまうように思うのです。

子どもの権利擁護委員会では、子どもの思いや意見に耳を傾け、それを、学校をはじめとする関係機関先に届ける作業を大事にしています。そして、関係機関先の意見や認識も聞き取り、子どもに伝えていきます。このように両者の間に入りコミュニケーションの再構築をすることによって、子どもが「自分に起こったこと、感じたこと、考えたことをちゃんと聞いてもらえた」「自分は、こうなりたい、こうしてほしいという希望を相手に伝えることができるのだ」という自信を得てほしいと思っています。子どもの権利擁護委員会に助けを求めることによって、困り事を解決するのは勿論のこと、自分を尊重する気持ちを育むきっかけになることも願っており、それが子どもの権利を守ることだと思うのです。

最後になりましたが、今年度も、細やかに審議を尽くし道筋をお示し下さった委員の先生方、様々な相談にご対応下さった電話相談員の方々、細やかなサポートを下さった事務局の方々のお力により、調査・調整活動を進めて行くことができました。また、ご多忙中、関係機関の方々に多大なるご協力を頂きました。この場をお借りして、心より感謝を申し上げたいと思います。

子どもの権利擁護における学校現場の影響力

調査専門員 野澤 義隆

今年度も様々なケースに携わらせていただいた。各ケースにおいて、子どもの主訴を中心に据え、子どもを中心とした支援を検討していくことは当然重要であるものの、一筋縄ではいかない困難なケースが多かったように感じる。それは、子どもが抱える問題には、保護者や友人、学校関係者、関係機関など、子どもを取り巻く様々な方の想いや考え、それぞれの関係性などが複雑に絡み合っていることが1つの要因であるように思われる。要因の複雑さは、別の見方をするならば子ども自身ではどうにも解決できない状況の表れであり、状況が変わらない時期が長いほど、子ども自身の苦しさや辛さ、悲しみが増していくように感じる。

子どもの権利を守るために子どもの主訴を中心に検討していても、保護者の想いが異なっていたり、子どもの主訴に対する学校現場の認識や捉え方が異なる場合もある。また、子ども自身の考えや見えている景色と、保護者や学校教職員などの大人の考えや見えている景色が異なるために、子どもがジレンマに陥る場合もある。そのような時は、子どもの想いを丁寧に聴き、子どもを中心に考えていくことは大変重要であるが、とりわけ学校管理職や担任などによる対応が非常に大きな影響力を持つことを改めて感じた1年であった。中には、学校管理職や担任の意識や対応が変わると、こんなにも子どもを取り巻く環境が変わるのかと思わされるケースにも出会った。私自身も、学校管理職や担任の先生方からたくさん学ばせていただいた。お忙しい中、子どもたちの問題に本気で向き合い、より丁寧に対応してくださっている学校現場の先生方には深い敬意を感じる。同時に、そのような先生方に出会えたことは、子どもにとって何よりも心強く、安心できることであろう。やはり、子どもの環境が改善され、学校生活が楽しくなる場合においても、一方で環境が悪化し、学校生活がさらに辛くなる場合においても、学校現場の先生方の影響力は大きいと改めて感じる。今後も、学校現場の先生方とともに、子どもが抱える問題を考え、解決していけるように協力をさせていただきたく、この場をお借りしてお願い申し上げたい。

最後に、今年度もご多忙の中、学校や教育委員会の皆様、関係機関の皆様に多大なる協力をいただいた。本活動は、関係機関の皆様の協力なくして子どもたちの人権を守ることはできない。この場をお借りして、関係機関の皆様のご支援とご協力に心より感謝を申し上げます。

面談において思うこと

調査専門員 山崎 洋子

令和6年9月に埼玉県子どもの権利擁護委員会調査専門員を拝命した。心理職として子どもに関わってきた自分が、福祉分野で調査・調整活動を進めることができたのは、委員の先生方、電話相談員の方々、事務局の方々のお力添えのおかげであり、心より感謝している。また、大変お忙しい中で、校長先生をはじめ関係機関の方々に活動についてご理解、ご協力いただいたことにも感謝を申し上げたい。本コラムでは、1年にも満たない浅い経験であるが、相談を受けるなかで思ったことを述べたいと思う。

調査専門員は、相談に来た子どもや家族から権利侵害に関わる状況を詳しく聴き、子どもや家族の了解が得られた場合には、関係機関との協議や調査・調整活動を行う。子どもや家族との面談は子どもの権利侵害を解消し安心できる日常を取り戻すことが目的であるため、客観的に事実を聴き取る必要がある。しかし、子どもの権利擁護委員会の面談は単なる事実の聴取ではないと感じている。権利擁護委員会での相談者は既に他に援助を求めたが解決には結びつかなかった体験を持っている場合が多く、より深く傷つき、さまざまな人たちに対して強い感情を抱いていると思われる。おそらく権利侵害者に対する怒り、援助者に対する不満、解決できなかったことによる絶望感など強い負の感情を、今ここで体験している。もし相談の場でその感情を表現することができれば、解決とは異なるが、つらい思いが少し軽くなって、ちょっと息がつけるようになるのではないだろうか。また、調査専門員が感情を受け止めることが相談者の気持ちを落ち着かせ、事実を適切に聴き取ることにつながる可能性も考えられる。ただ、権利擁護委員会での相談は「権利侵害の解消」という明確な目的を持った短期間の援助であるため、時間的な制約の中で十分に感情を扱うことは難しいとも感じている。感情への寄り添いと事実の確認とのバランスを図りながら、勇気をもって相談に来た子どもがここで話せてよかったと思えるように、調査専門員として努めていきたいと考えている。

【委員会の開催及び審議の状況について】

1 委員会の開催状況

委員会は、委員のほかに調査専門員も出席し、調査専門員が面接相談や調査・調整を行った事案について報告し、各事案について対応方針などを審議することを基本としている。令和6年度の委員会は、2か月に3回の開催を目安とし、計18回開催した。

委員会では、権利侵害の相談を受けて調査・調整に入った事案について審議を行うほか、まだ調査専門員の面接相談にはつなげていない電話相談についても、必要に応じて電話相談員や事務局から委員会へ報告し、委員からの助言を得て相談援助活動の一助としている。

2 委員会の審議状況

委員会での審議は、面接相談や学校などの関係先で調査・調整を実施した事案の状況について調査専門員が詳細に報告し、委員による質疑、意見交換を行い、委員会としての意思決定を行っている。

令和6年度の委員会では、新たに面接相談を実施した7件（表11参照）と前年度から継続した5件（表12参照）、合わせて12件の事案その他について、延べ67回（報告を含めると99回）の審議を行った。新規の1事案当たりの審議回数は、最多で延べ7回、平均は延べ4.1回であった。前年度から継続している事案の1事案当たりの審議回数は、最多で延べ15回、平均は延べ7.2回であった。

審議の結果、12件のうち7件が終結に至り、5件が翌年度への継続となった。終結までに要した期間は最長14か月であった。

表13 事案の処理状況

年度	前年度から 継続	新規	合計	終結	次年度へ 継続
R6	5	7	12	7 (継4、新3)	5 (継1、新4)
R5	3	6	9	4 (継3、新1)	5 (新5)

※ 「終結」、「次年度へ継続」の()内の「継」は前年度からの継続事案、「新」は当該年度の新規事案

コラム 委員から ひとこと

孤独・孤立対策について

委員 田口 伸

子どもの権利擁護委員会において、相談者に寄り添い、ていねいに対応していただく調査専門員の先生方や事務局の皆様、そして、窓口として相談を真摯に受け止める電話相談員の皆様に心から感謝を申し上げます。

さて、インターネットやSNSの普及などにより、人と人がつながりやすくなってきている反面、孤独・孤立が社会的な課題となっています。令和6年4月に孤独・孤立対策推進法が施行されました。声を上げやすい・相談しやすい環境整備が進められています。孤独・孤立対策は「社会構造の変化により、家族や地域、会社などにおける「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況」にあるという認識から出発しています。一人暮らし高齢者の生活支援や孤独死の問題だけでなく、若年世代、中高年を含めた全世代の課題となっています。現代の社会の中で人のつながりを考えるための重要な取り組みであると思います。

近代前の社会では、人は生まれながらに所属する集団がほぼ決められてしまいました。人間関係は濃密で安定していますが、個人の能力や志向を十分に発揮することができず、固定的で息苦しい面もありました。産業化や社会経済の進展とともに、自由に配偶者、職業、住所などを選択できる社会に変わってきています。しかしながら、それは不断の選択を強いられる社会であり、また、他者や社会からも自分が選択されるという面もはらんでいます。このため、厳しい競争にさらされるストレスの強い社会でもあり、思いどおりにならず生き辛さを感じることもあります。

孤独・孤立の問題は誰にでも起こり得る問題です。その対策の一つとして、地域社会における日常生活の中で緩やかなつながりや居場所づくりが求められています。子どもたちを取り巻く状況はどうでしょうか。増加する児童虐待は孤立した家庭から深刻な事例が生じています。学校では不登校やいじめの報告数が増加しています。集団の中にいて孤立することは最もつらいことであり、自分らしく生きるためには、ときにはその集団から離れて心の安定を図ることも一つの選択です。そのときに受け入れてくれる自分にとっての居場所が地域の中に存在することが必要と考えます。

居場所で大切な視点は、主体的な参加と利他行為にあると思います。支援を受ける人としてだけではなく、役割を持ち担い手となることが重要です。認知症カフェへの参加で救われたという若年性認知症の方の話を聞く機会がありましたが、当事者がサービスの担い手として参加していることの大切さを物語っています。また、他者のために役に立っているという感覚が持てることが大切です。自分にばかり向いている目を外に向け、自分以外の他者のために、社会のために、環境のために良いことをしているという感覚を持てるときに自分という存在を肯定できるものと思います。多様な居場所を基点にして、新たなつながりを築いていくことのできる地域社会が望まれます。

こどもの意見を受け止める

委員 内河 水穂子

子どもの権利擁護委員会に関わり 1 年が経過しようとしています。この 1 年間の取り組みの中で、調査専門員の皆様、電話相談員の皆様、事務局の皆様が、真摯に相談に向き合い、相談者の気持ちに寄り添っている姿を見てきました。このような相談の取り組みに、心から感謝を申し上げます。

本委員会においては、こどもの考えや気持ちを聴くことを大切にしております。国際的にも、児童の権利に関する条約では、児童には自分の意見を表明する権利があることが示され、こどもの意見表明は大切にされています。また、障害者の人権に関する「障害者の権利に関する条約」においては、当事者の人たちが、「私たちのことを私たち抜きで決めないで(Nothing About Us Without Us)」を掲げ、条約の起草に関わりました。このように障害のある人が自分の意見を表明する権利も尊重していくことが必要です。このようなことから、障害のあるこどもを含めたこどもの権利を尊重し守っていくためには、まずは、そのこどもたちの意見を聴くことから始まるのではないかと思います。

そして、こどもが意見を表明する時には、流暢に言語で説明できるこどもだけではないということを考え、意見がないのではなく、言えないでいるということを想定することが大切であると考えます。例えば、障害のあるこどもは、言語で説明することが苦手なこともあります。しかし、こどもの意見を聴く時には、言語のみに着目するのではなく、その表情や身体の動き等、非言語の側面からも、伝えようとしていることを理解していく必要があります。

私が特別支援学校に勤務していた時に関わったこどもたちは、視線の動きや表情、手の動き等の身体の動き等で、様々なことを伝えてくれました。そして、そのわずかな動きや表情を見逃すことなく、こどもを受け止められるように、こどもと向き合うことに努めてきました。このような経験から、障害のあるこどもであっても、そのこどもの考えや気持ち、意見を聴き、受け止めていくことが、何より大切であると実感しています。

障害のあるこどもを含めた全てのこどもたちの権利を守るために、その基盤であるこどもの意見表明を大切にしながら、今後も取り組んでまいりたいと思います。

Ⅳ 広報・啓発活動の状況について

1 広報カードの配布

子どもスマイルネットの電話相談についてこどもたちへ周知するため、広報カードを26万枚作成し、7月に県内全ての小学校・中学校・特別支援学校の小学4年生・6年生、中学2年生及び高校1年生へ配布を行った。配布後の時期にはこども本人からの電話相談が増加していることから、学校でのこどもへのカードの配布が電話相談窓口を知ってもらうことに役立っていると考えられる。

2 その他の広報活動

子どもスマイルネットについて、県内各戸に配布している県の広報紙「彩の国だより」や県ホームページに掲載したほか、FM・NACK 5（ラジオ）の「朝情報★埼玉」（あさ★たま）の放送で子どもスマイルネットへの相談を呼び掛けた。

また、市町村が発行する広報紙やガイドブック、リーフレット、ホームページへの掲載を働き掛けた。

V 今後の委員会活動に向けて

1 委員会の目標と課題

埼玉県子どもの権利擁護委員会は、こどもへの権利侵害に関する相談に応じ、また具体的な申立てを受けて関係者・関係機関への調査・調整を行い、当該権利侵害からの救済を図ることを活動の中心としている。また、当該権利侵害の救済に併せて、今後の予防措置も提案している。さらに、こどもの権利擁護に関する普及・啓発も本委員会の職務の一つである。

本委員会は設立当初から、活動の目標と課題として次の3項を挙げ、具体的な事案への対応を中心に取り組んでいる。

(1) こどもの権利侵害案件の確実な解決を図ること。

そのために、調査・調整活動の充実と委員会への関係機関等の理解と協力を確保するべく、本委員会に対する信頼の維持に努めること。

(2) こどもの権利侵害を発生させない環境づくりに貢献すること。

そのために、委員会の活動状況を本書により公表し、現場における検討材料を提供すること。

(3) こどもの権利擁護を社会の共通認識としていくこと。

そのために、こどもの権利を尊重し、権利侵害を許さない意識の普及・啓発を図ること。

2 令和6年度の審議案件の概要と今後の要検討事項

令和6年度に調査・調整・審議を行った案件は、前年度からの継続案件が5件、新規案件が7件、計12件であり、その多くが学校における問題であった。

こどもの特性に対し教職員の指導方法等が問題となったケース、事実についての認識がこども・保護者と学校側とで相違し学校側への不満となったケース、こどもの希望や意見に耳を傾けられていなかったケースなどもあった。

調査・調整活動においては、こどもの気持ちや希望などを丁寧に学校側に伝えたり、学校側の考えや取組の姿勢、努力をこども・保護者に伝えたりすることを繰り返し行うことで双方の理解を深め、こどもの置かれた状況の改善を図った。

こうした状況を踏まえ、以下の3点を今後の要検討事項として挙げることにする。

(1) こどもの特性への理解と配慮

こどもと教職員との間でトラブルが生じたケースの中には、こどもに発達や情緒上の課題が見られる場合や、こどもが生育環境等を原因として様々な言動を示す場合もある。教職員側がこのようなこどもの特性への理解と配慮が不十分なまま、通常の指導等による問題解決を試みた場合、改善効果を期待することは困難であり、学校等側とこども（保護者）側との認識の相違により、かえって信頼関係が損なわれる恐れもある。

こどもと教職員間、こども同士のトラブルのいずれにしても、そのこどもの特性や背景への理解が不十分なままこどもの言動を問題視し、一般的な指導等を強めるだけではこどもの問題行動の解決や改善につながらないことが多い。仮に担任等による指導が適切ではないと学校等側が認知した場合には、管理職が個別具体的な事実関係を双方からの事情聴取等によって迅速に把握し、当該教職員に対する適切な指導や助言等により、不適切な指導態様を改善させることが必要であろう。

また、教職員だけではなく、スクールカウンセラーやさわやか相談員等を活用することが特性に応じた支援や指導に効果的な場合もある。

(2) 事実関係の明確化と保護者への説明

学校等でのいじめや子ども同士のトラブルについて、保護者と学校等との認識に相違が見られる場合が少なくない。このような場合、保護者は学校等側が教職員をかばって事実を隠しているのではないか、加害者側の言い分を鵜呑みにしているのではないか、対応が不公平ではないか、といった不信感を募らせることがある。

それを回避するためには、学校等側はできる限り早い段階で、被害者側及び加害者側双方の保護者に学校等側の調査し把握した事実関係を開示して、学校等側の認識を明らかにすることが必要であろう。被害者側又は加害者側と学校等側との認識の相違の完全な解消は困難な場合が多いことも想定されるが、学校等側は自らの認識の根拠を示しながら、丁寧に説明する姿勢を示すことが求められる。

さらに、学校等側は被害者側の子ども及び保護者に対し、加害者側のこどもの特性や背景等を踏まえて現在どのような指導を行っているのか、今後どのように指導する予定であるかについて、必要な説明をすることが適当であろう。

また、加害者側の子ども及び保護者に対しては、被害者側のこどもの受けた心身の傷や不安の原因となった加害者の言動を具体的に特定し、何ゆえにそれが悪意のない遊び、ふざけ、からかいを超えた加害行為となるのかを丁寧に説明することが再発防止の一助になるものと思料される。それはその場限りの反省や謝罪にとどまらず、その後の指導を通じて加害者側となったこどもの成長につながるものと考えられる。

学校等側は被害者側にも加害者側にも振り回されることなく、毅然として、慎重な調査に基づく学校等側の事実認識を開示し被害の救済と加害行為の再発防止のために取り組んでもらいたい。

(3) 管理職のリーダーシップによる学校におけるチーム対応

教職員はその経験や教育等方針に基づきこどもの指導等に当たるが、教育等の場面においては教職員と子どもとの間でトラブルが生じる場合がある。また、いじめに関する対応が組織として実質あまり実施されず、子どもが行き場に苦慮した場合もある。発生した問題に対しては、管理職、特に校長がリーダーシップを取り、対応方法を指導する、サポートチームを設けて関係教職員が連携を図って具体的な支援方法を確立させるなど、管理職が学校全体としての方向性を明確にし、体制を整備して取り組むことが解決のために効果的であろう。

また、子どもたちへのスマートフォン等の急速な普及に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用した外部からは見えにくい環境下でのいじめ等、子ども同士の問題が深刻化していることから、それらに対処するための態勢づくりに取り組むことが一層求められるところである。

3 今後の委員会活動に向けて

当委員会は、保護者や学校などの関係機関として、子ども自身から可能な限り話を聴き、こどもの持つ事実認識と被害感情を確認してこどもの意見や希望を踏まえる活動スタイルを採っている。このことは、こどもの権利を擁護して最善の利益を図るためには子ども自身の声を聴くことが不可欠と考えているからであり、こどもの感情やわがままに振り回されることを意味するものではない。

しかしこどもの意見や希望を踏まえた対応は、大変時間と労力を要するものでもある。ケースによっては、「安心して楽しい学校生活を送りたい」というこどもの願いからかい離してしまい、学校等側を追及したいという保護者の思いが前面に出てきてしまうこともある。

委員会では限られた人員と時間の中で個々のケースへの関わり方を模索しているが、こどもの話を丁寧に聴くというスタイルを堅持しながら、面接相談、調査・調整活動の充実に今後も努めていきたい。また令和6年度に調査・調整活動を行ったケースの多くは学校に関わるものであったが、これまで各種施設など子どもたちが学校外で生活・活動する場での権利侵害の訴えもあった。そのような場合においても、学校の場合と同様、こどもの権利侵害の救済のための最善の方法を探索するとの視点で取り組むことが今後も必要である。

令和6年度の審議案件から垣間見られる教訓を挙げたが、これらはその年度のみに特有のものではない。個々の事案で現れ方は異なるものの、毎年度共通する課題が見て取れる。

そして、当委員会への申立ては各地で起きているトラブルの一部に過ぎず、各地で発生する類似のケースは、各現場で関係者により解決されていく必要がある。実際に学校等の現場において、一人一人個性のある子どもたちを相手に教職員をはじめ多くの人々が努力や苦心を重ねているものの、問題になり得る指導や配慮に欠けた対応によるこどもへの権利侵害は未だ続いている。そのため当委員会の活動状況を公表し申立事案から得た教訓を教育などの現場に還元していくことで、各現場における問題発生防止や対応方法検討を支援していくものである。

国においては、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成された「生徒指導提要」（以下「指導提要」という。）が令和4年12月に12年ぶりに改訂された。いじめの重大事態などの増加傾向、「いじめ防止対策推進法」などの関連法規の成立といった生徒指導をめぐる状況の変化を踏まえ、生徒指導に関する基本的な考え方や取組の方向性が再整理されている。殊に注目すべきは「子どもたちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増えている」という現状である。こども基本法やこども大綱などでも示されている「子どもたちの声をきく」とともに、「子どもたちに寄り添う」ことが改めて重要視されている。学校では当然指導提要等に基づき対応すべきであり、関係機関との連携は必要不可欠である。

条例により設置された当該委員会においても、その特長である「こども・保護者と学校等との当事者間の信頼関係が損なわれている事案などにおいて、教育・福祉分野にとらわれず、第三者機関として他の関係法令による機関にはない調整機能を生かしていくこと」は、現行法制度を補完・拡充するものとして極めて効果的なものと考えている。またその役割を十分に発揮するためには、今後も当委員会の存在及び機能を子どもたちや保護者などに一層広く普及啓発していくことが不可欠である。

当報告書により、学校等の現場において、こどもの権利侵害を未然に防ぐとともに、こどもの最善の利益の確保につながれば幸いである。